

用語の解説

推計患者数

調査日当日に、病院、一般診療所、歯科診療所で受療した患者の推計数。

推計退院患者数

調査対象期間中（平成20年9月1日～30日）に病院、一般診療所を退院した患者の推計数。

総患者数（傷病別推計）

調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設を受療していない者も含む。）の数を次の算式により推計したものである。

$$\text{総患者数} = \text{入院患者数} + \text{初診外来患者数} + \text{再来外来患者数} \times \text{平均診療間隔} \times \text{調整係数} \left(\frac{6}{7} \right)$$

利用上の注意

- ① 総患者数は千人単位で表記している。（0は500人未満、一は0人を意味する。）
- ② 総患者数は傷病別に表記しており、全傷病の総患者数については、複数医療施設受診者が重複計上され、実患者数を示さないことから、算出はしていない。
- ③ 総患者数は傷病別に表記単位（性・年齢階級等）ごとの平均診療間隔を用いて算出しているため、表記単位ごとの総患者数の合計は、傷病ごとの総患者数と合わない場合がある。

平均診療間隔

外來の再来患者の前回診療日から調査日までの間隔の平均。

$$\text{再来患者の平均診療間隔} = \frac{\sum (\text{患者票1枚分の推計患者数} \times \text{前回診療日から調査日までの日数})}{\text{推計再来患者数}}$$

（注）前回診療日から調査日までの日数が31日以上のものは除外した。

入院期間

入院患者が調査日までに医療施設に入院している期間。

なお、調査日に入院した場合は、0日となる。

在院期間

退院患者が医療施設に入院していた期間。

なお、入院した日に即日退院した場合は、0日となる。

受療率

- 推計患者数を人口で除して人口10万対であらわした数。
性、年齢、都道府県別の受療率については、それぞれ当該性、年齢、都道府県別人口を用いて算出している。

$$\text{受療率（人口10万対）} = \frac{\text{推計患者数}}{\text{推計人口}} \times 100,000$$

退院患者平均在院日数

- 調査対象期間中（平成20年9月1日～30日）に退院した患者の在院期間の平均。
なお、以前は「平均在院日数」としていたが、厚生労働省病院報告において、算出方法が異なる同一名称の表章があるため、患者調査においては、平成5年調査より「退院患者平均在院日数」の名称で表章している。

$$\text{退院患者平均在院日数} = \frac{\sum (\text{退院患者票1枚分の推計退院患者数} \times \text{入院から退院までの日数})}{\text{9月中の推計退院患者数}}$$

推計流入患者割合

- 当該地域内の医療施設で受療した推計患者数のうち、当該地域外に居住する患者の割合。

$$\text{推計流入患者割合} = \frac{\text{当該地域内の医療施設で受療した当該地域外に居住する推計患者数}}{\text{当該地域内の医療施設で受療した推計患者数（住所不詳を除く）}} \times 100$$

推計流出患者割合

- 当該地域内に居住する推計患者数のうち、当該地域外の医療施設で受療した患者の割合。

$$\text{推計流出患者割合} = \frac{\text{当該地域外の医療施設で受療した当該地域内に居住する推計患者数}}{\text{当該地域内に居住する推計患者数}} \times 100$$

二次医療圏

- 医療法の規定により、都道府県において設定される区域（概ね広域市町村圏）で、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域（平成20年10月1日現在348圏域）。

施設の種類

病院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。
一般診療所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であつて、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。
歯科診療所	歯科医師が歯科医業を行う場所であつて、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。

病院の種類

精神科病院	精神病床のみを有する病院をいう。
結核療養所	結核病床のみを有する病院をいう。
特定機能病院	特定機能病院として厚生労働大臣の承認を得ている病院をいう。（医療法第4条の2）
療養病床を有する病院	病院のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容するための病床を有する病院をいう。
一般病院	上記以外の病院をいう。

病床の種類

精神病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。
老人性認知症疾患療養病棟	精神病床のうち、精神症状や問題行動を有し慢性期に至った老人性認知症疾患患者に対し長期的に治療を行う病棟で、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして都道府県知事に届け出られたものをいう。
感染症病床	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床をいう。
結核病床	結核の患者を入院させるための病床をいう。
療養病床	病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。
一般病床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。

病床規模

医療法第27条の規定により使用許可を受けた病床（許可病床）の規模。

開設者

病院

- 1 国（厚生労働省） 厚生労働省が開設するものをいう。
- 2 国（独立行政法 人国立病院機構） 独立行政法人国立病院機構が開設するものをいう。
- 3 国（その他） 国及び国に準ずるものが開設するもので、上記「1 国（厚生労働省）」及び「2 国（独立行政法人国立病院機構）」以外のものをいう。
- 4 都道府県 都道府県が開設するものをいう。
- 5 市町村 市町村が開設するものをいう。市町村の一部事務組合が開設するものを含む。
- 6 その他の公的医療機関 地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、社会福祉法人北海道社会事業協会、厚生（医療）農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会が開設するものをいう。
- 7 社会保険関係団体 社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団、財団法人船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合が開設するものをいう。

- 8 公 益 法 人 民法第34条の規定による法人が開設するものをいう。
- 9 医 療 法 人 医療法第39条の規定による法人が開設するものをいう。
- 10 学 校 法 人 並びに
そ の 他 の 法 人 私立学校法第3条の規定による学校法人及び上記以外の法人が開設するものをいう。
- 11 会 社 従業員とその家族のために開設した施設で、開設許可をうけたものが会社であるものをいう。
- 12 個 人 個人が開設するものをいう。
- 13 医 育 機 関 (再掲) 大学の附属病院並びに分院をいう。
- 一般診療所**
- 14 個 人 個人が開設するものをいう。
- 15 そ の 他 個人以外が開設するものをいう。
- 歯科診療所**
- 16 個 人 個人が開設するものをいう。
- 17 そ の 他 個人以外が開設するものをいう。

過去の入院の有無

入院患者について、今回入院する前に、当該主傷病に関連した当該医療施設における過去の入院があつたかどうかの有無である。なお、この場合の過去の入院とは、その退院日が今回の入院年月日から遡って過去30日以内の場合かつ退院年が平成の場合のみをいう。

入院・外来の種別

- 入 院 新入院と繰越入院を加えたものをいう。
- 新 入 院 調査日に新たに入院した患者（入院当日に死亡した者及び退院した者を含む。）をいう。
- 繰 越 入 院 調査日以前から引き続き入院している患者（当日死亡した者及び退院した者を含む。）をいう。
- 外 来 初診と再来を加えたものをいう。
- 初 診 調査日に初めて診療した患者をいう。診療報酬では初診料を算定した患者をいう。
- 再 来 調査日に再診した患者（患者の代理人に対して、薬等を交付した場合を含む。）をいう。診療報酬では再診料を算定した患者をいう。
- 往 診 患家（介護老人保健施設等を含む）の求めに応じて患家に赴いて診療するものをいう。
- 訪 問 診 療 医科においては、居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に医師が訪問して診療を行うものをいい、歯科においては、歯科医師が患家（介護老人保健施設等を含む）に赴いて診療を行うものをいう。
- 医 師 ・ 歯 科 医 師 以 外 の 訪 問 居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難なものに対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に医師・歯科医師以外のものが訪問して実施されるものをいう。

受療の状況

- 「1 傷病の診断・治療」傷病の診断、治療のための受診。
- 「2 正常分娩（単胎自然分娩）」分娩のための受診。
- 「3 正常妊娠・産じょくの管理」正常妊娠の管理、分娩後のケア及び検査のための受診。
- 「4 健康者に対する検査、健康診断（査）・管理」健康な者に対する一般的検査・健康診断（査）及び管理のための受診。
 - 〈例〉人間ドック、ツベルクリン反応検査、妊娠の確定していない妊娠検査、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法による健康診査、歯科検査等
- 「5 予防接種」予防接種のための受診。（病院入院（奇数）票及び退院票はなし）
 - 〈例〉BCG、麻疹ワクチン等
- 「6 その他の保健サービス」（病院入院（奇数）票及び退院票は「5」）上記「1～5」以外の受診理由による受診。
 - 〈例〉血液及び組織提供者、医療相談、アフターケア（義眼・義手・義足・コンタクトレンズ、手術治癒後の形成手術）、美容形成（二重まぶた等）、歯科の予防処置、診断書の交付等

傷病分類

本調査における傷病の分類に当たっては、世界保健機関の「国際疾病、傷害および死因統計分類（ICD）」に基づき分類している。

このICDは、医学の進展に伴い、約10年ごとに改訂が行われており、本調査においては、平成8年以降は「第10回修正国際疾病、傷害および死因統計分類（ICD-10）」を、平成20年から「第10回修正国際疾病、傷害および死因統計分類（ICD-10）（2003年版）準拠」を用いている。

この第10回修正ICDにおいては、分類体系の大幅な変更等があったため、ICD-9とICD-10については、傷病によっては時系列的に比較できない部分もある。

なお、患者調査で用いている分類には、傷病大分類、傷病中分類、傷病小分類、傷病基本分類及び傷病分類（社会的に関心の強い傷病について選定したもの）があり、本報告書では、傷病分類又は傷病小分類による統計表を掲載している。

また、分類は「副傷病」と記述のあるところ以外は「主傷病」で分類したものである。

主傷病名

入院患者においては、入院の理由となった傷病、外来患者においては、調査日現在、主として治療または検査をした傷病をいう。

外傷の原因

不慮の事故

- 「① 自動車交通事故」自動車による衝突及び転落、または自動車車内の火災、中毒等の事故をいう。
- 「② 自転車交通事故」自転車による衝突、転倒、または転落等の事故をいう。
- 「③ その他の交通事故」列車、電車、船舶、航空機、ケーブルカー、工業用車両等による衝突、またはそれらからの転落及び車内、船内での転倒等の事故をいう。
- 「④ スポーツ中の事故」スポーツまたはレクリエーション中の事故をいう。（準備中や後かたづけ中も含む。）
- 「⑤ 転倒・転落」同一平面上の転倒、高所からの転落、衝突による転倒事故をいう。
 - 〈例〉スリップ、つまずき、転落（階段、木、溝、川、マンホール等）等

「⑥ ①～⑤以外の原因による不慮の事故」 ①～⑤以外の原因によるものをいう。

- ・溺水
- ・窒息
- ・煙、火、火災
- ・有害物質
- ・その他医薬品の中毒、診療上の事故、気圧・天候・自然災害事故、動物による咬傷・踏まれ・けられ、機械・刃器によるもの、異物、落下物、電気、放射線、戦争行為等

故意又は不明

「⑦ 自傷」 自殺目的または発作的自損によるものをいう。

「⑧ 他傷」 他害目的のはっきりしたものをいう。

「⑨ 不明」 原因不明のもの、記入のないものをいう。

副傷病名

主傷病以外で有していた傷病をいう。

「01 副傷病なし」 主傷病以外の傷病を有していない場合をいう。

「02 糖尿病（合併症を伴わないもの）」

「03 糖尿病（性）腎症」 腎合併症を伴う糖尿病をいう。

「04 糖尿病（性）網膜症」 網膜症を伴う糖尿病をいう。

「05 糖尿病（性）神経障害」 神経（学的）合併症を伴う糖尿病をいう。

「06 糖尿病（性）足病変」 足病変を伴う糖尿病をいう。

「07 03～06以外の合併症を伴う糖尿病」 昏睡、ケトアシドーシス、その他の明示された合併症、詳細不明の合併症を伴う糖尿病をいう。

「08 肥満（症）」

「09 高脂血症（脂質異常症）」

「10 高血圧（症）」

「11 虚血性心疾患」

「12 脳卒中」 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血などをいう。外傷性のものは除く。

「13 閉塞性末梢動脈疾患」 末梢動脈の動脈硬化による血流の不全をいい、冠動脈、肺動脈、脳動脈、腸間膜動脈のものは除く。

「14 大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤）」

「15 慢性腎不全（慢性腎臓病）」

「16 精神疾患」 アルツハイマー病を含む認知症、精神作用物質による精神及び行動の障害、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分[感情]障害、神経症性障害、てんかん、その他の精神及び行動の障害をいう。（「精神遅滞」は含まれていない。）

「17 その他の疾患」 上記以外のものをいう。

透析治療の状況

- 1 維持透析治療中 慢性腎不全等に対する定期的な血液透析や腹膜透析を継続して行っているものをいう。
- 2 その他の透析治療中 急性腎不全や中毒の治療のための透析を行っているものをいう。
- 3 治療なし 透析治療を行っていないものをいう。
- 4 不明 透析治療を行っているかどうか不明なものをいう。

診療費負担区分

- 1 自費診療(保険外併用療養費を含む) 診療費、介護サービス費のすべてまたは一部を自費で支払う場合をいう。
(保険外併用療養費に係る自己負担分を支払う場合を含む。)
- 2 医療保険等、公費負担医療 診療費を医療保険等または公費負担医療で支払われたものをいう。
- 3 介護保険(介護扶助を含む) 介護サービス費を介護保険または生活保護法による介護扶助で支払われたものをいう。

診療費支払方法 I

- 1 全国健康保険協会管掌健康保険(本人) 全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者として支払われたものをいう。
- 2 全国健康保険協会管掌健康保険(家族) 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者として支払われたものをいう。
- 3 健康保険組合(本人) 健康保険組合の被保険者として支払われたものをいう。
- 4 健康保険組合(家族) 健康保険組合の被扶養者として支払われたものをいう。
- 5 各種共済組合(本人) 各種共済組合の被保険者として支払われたものをいう。
- 6 各種共済組合(家族) 各種共済組合の被扶養者として支払われたものをいう。
- 7 国民健康保険 国民健康保険の被保険者として支払われたものをいう。
- 8 退職者医療(本人) 国民健康保険の被保険者であって、退職者医療制度が適用されているものをいう。
- 9 退職者医療(家族) 退職者医療の被扶養者として支払われたものをいう。
- 10 高齢者の医療の確保に関する法律 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査及び医療の対象とされているものをいう。
- 11 労働災害・公務災害 労働者災害補償保険法・国家公務員災害補償法等の法令に基づいて業務上、公務上の災害に対して療養補償費が支払われたものをいう。
- 12 自動車損害賠償保険法 自動車の運行によって傷害を受けた場合に自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の保険金により支払われたものをいう。
- 13 その他 「1~12」のいずれにも該当しないものをいう。
- 14 公費負担のみ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」・「障害者自立支援法」・「生活保護法」・「その他の公費負担によるもの」で、社会保険との併用がないものをいう。

診療費支払方法 II

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律によって支払われたものをいう。
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条によって支払われたものをいう。
- 3 障害者自立支援法
障害者自立支援法第58条によって支払われたものをいう。
- 4 生活保護法
生活保護法第11条第1項第4号による医療扶助を受けたものをいう。
- 5 その他の公費負担によるもの
戦傷病者特別援護法・身体障害者福祉法・児童福祉法等による公費負担医療によるもの及び市区町村や都道府県で行っている公費負担医療（乳幼児医療等）によるものをいう。

紹介の状況

- 1 病院から
病院の医師・歯科医師の紹介によるものをいう。
- 2 一般診療所から
一般診療所の医師・歯科医師の紹介によるものをいう。
- 3 歯科診療所から
歯科診療所の歯科医師の紹介によるものをいう。
- 4 介護老人保健施設から
介護老人保健施設の医師・歯科医師の紹介によるものをいう。
- 5 介護老人福祉施設から
介護老人福祉施設の医師・歯科医師の紹介によるものをいう。
- 6 その他から
紹介があるが、上記「1～5」以外の場合をいう。（医師・歯科医師以外の紹介及び院内紹介はこれに含む。）
- 7 紹介なし
紹介がない場合をいう。

救急の状況

〔救急〕

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 救急車により搬送 | 当該医療施設に救急車で搬送され受診したものをいう。 |
| 2 救急外来を受診 | 当該医療施設の救急外来窓口を経由して受診したものをいう。 |
| 3 診療時間外の受診 | 当該医療施設が表示する診療時間以外に受診したものという。 |
| 4 救急以外 | 救急でない場合をいう。 |

入院（重症度等）の状況

- 1 生命の危険は少ないが入院治療、手術を要する
退院が決定している患者を含む。
- 2 生命の危険がある
生命の危険がある重篤な患者をいう。
- 3 受け入れ条件が整えば退院可能
退院は決まってないが退院可能な状態にある患者をいう。
- 4 検査入院
検査のために入院した患者をいい、健康な者に対する一般的検査のための入院患者も含む。
- 5 その他の
上記「1～4」以外の場合をいう。

入院前の場所

[家 庭]

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 1 当院に通院 | 家庭から当該医療施設に通院していたものをいう。 |
| 2 他の病院・診療所に通院 | 家庭から他の病院または診療所に通院していたものをいう。 |
| 3 在宅医療
(訪問診療・訪問看護等) | 家庭で往診・訪問診療・訪問看護を受けていたものをいう。 |
| 4 その他の | 上記「1～3」以外の場合をいう。 |
| 5 他の病院・診療所に入院 | 他の病院・診療所に入院していたものをいう。 |
| 6 介護老人保健施設に入所 | 介護老人保健施設に入所していたものをいう。 |
| 7 介護老人福祉施設に入所 | 介護老人福祉施設に入所していたものをいう。 |
| 8 社会福祉施設に入所 | 社会福祉施設（障害福祉施設・児童福祉施設等）に入所していたものをいう。 |
| 9 その他の
(新生児・不明等) | 上記「1～8」以外の場合をいう。 |

退院後の行き先

[家 庭]

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1 当院に通院 | 家庭から当該医療施設に通院するものをいう。 |
| 2 他の病院・診療所に通院 | 家庭から他の病院または診療所に通院するものをいう。 |
| 3 在宅医療
(訪問診療・訪問看護等) | 家庭で往診・訪問診療・訪問看護を受けるものをいう。 |
| 4 その他の | 上記「1～3」以外の場合をいう。 |

[他の病院・診療所に入院]

- | | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 5 地域医療支援病院
・特定機能病院 | 地域医療支援病院・特定機能病院に入院するものをいう。 |
| 6 その他の病院 | 上記「5」以外の病院に入院するものをいう。 |
| 7 診療所 | 診療所に入院するものをいう。 |
| 8 介護老人保健施設に入所 | 介護老人保健施設に入所するものをいう。 |
| 9 介護老人福祉施設に入所 | 介護老人福祉施設に入所するものをいう。 |
| 10 社会福祉施設に入所 | 社会福祉施設（障害福祉施設・児童福祉施設等）に入所するものをいう。 |
| 11 その他（死亡・不明等） | 上記「1～10」以外の場合をいう。 |

転 帰

退院の事由となったものをいう。

- 1 治癒 医師・歯科医師から治癒した旨の診断を受け退院した患者。
- 2 威快 未だ治癒には至らないが、入院時より症状が好転し、退院しても支障はないという医師・歯科医師の診断によって退院した患者。
- 3 不変 入院時より症状が変わらず、医師・歯科医師の判断によって退院した患者。
- 4 悪化 入院時より症状が悪化し、医師・歯科医師の判断によって退院した患者。

- 5 死亡 死亡により退院した患者。
- 6 その他 上記「1～5」以外の事由により退院した患者をいい、医師・歯科医師の許可によらず、専ら患者側の理由によって退院した者、正常分娩、健康診断受診者等を含む。

がん治療（化学療法・放射線治療）の状況

- 1 化学療法 抗腫瘍薬を使用する治療法によるものをいう。
- 〔放射線治療〕
- 2 体外照射 体外からX線やベータ線等を照射する治療法によるものをいう。
- 3 腔内・組織内照射 腔内照射は、子宮頸部、食道、胆管などの管腔臓器に線源を挿入し照射を行う治療法をいう。
組織内照射は、粒子状の線源を舌や前立腺などの臓器に刺入し照射を行う治療法をいう。
- 4 その他の 上記「2～3」以外の方法による放射線治療によるものをいう。

手術名

- 1 開頭手術 頭蓋骨を広範囲に開窓する方法により行われる外科手術。
- 2 開胸手術 胸壁を切開し胸腔に達する方法により行われる外科手術。
- 3 開腹手術 腹壁を切開し腹腔に達する方法により行われる外科手術。ただし、開胸開腹手術については、開胸手術としている。
- 4 筋骨格系手術（四肢体幹） 四肢体幹を切開し、筋、腱、関節、骨、神経に達する方法により行われる外科手術。
- 5 腹腔鏡下手術 腹腔鏡を用いる手術。
〈例〉腹腔鏡下胆囊摘除術、腹腔鏡下婦人科手術等
- 6 胸腔鏡下手術 胸腔鏡を用いる手術。
〈例〉胸腔鏡下肺切除術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術等
- 7 その他の内視鏡下手術 腹腔鏡下手術、胸腔鏡下手術以外の内視鏡、ファイバースコープを用いる手術。
- 8 経皮的血管内手術 不安定狭心症や閉塞性動脈硬化症に対してカテーテルを用いて行う血管内治療。
〈例〉経皮的血管形成術、経皮的血管拡張術等
- 9 その他の 上記「1～8」以外の手術。